

平成28年(2016年)熊本地震被災者義援金について
(受付期間延長)

在サイパン領事事務所
平成30年3月

平成28年4月に発生した熊本地震による大規模災害に対する義援金につきましては、当事務所が直接受け付けた義援金、及び、北マリアナ日本人会の積極的な活動によって集められました義援金として総額17,000ドル余りを平成28年7月付で日本政府宛に送金いたしました。

義援金を寄付頂きました皆様、及び、当地での義援金活動に関わられた全ての皆様のご誠意とご協力に感謝申し上げます。

今般、日本国内閣府は、日本政府を通じた平成28年熊本地震被災者義援金の受付期間を平成31年(2019年)3月31日まで延長することを決定しました。

これに伴い、当事務所における日本政府宛の義援金も同様に平成31年3月31日まで受付期間を延長いたしますので、ここにお知らせします。

なお、当事務所を含め在外公館における日本赤十字社宛の義援金受付につきましては、ご案内のとおり、平成28年6月30日付をもって終了しています。

(参考)

内閣府ホームページ

http://www.cao.go.jp/gienkin/gien_kumamoto.html

日本赤十字社ホームページ

http://www.jrc.or.jp/contribution/170215_004682.html